

30 福祉基第9号  
平成30年4月18日

各福島県保健福祉事務所長  
福島県いわき地方振興局長 様  
各 中 核 市 長

公益財団法人福島県総合社会福祉基金  
代表理事 熊川 恵子  
( 公 印 省 略 )

平成30年度貸付及び助成の募集について（依頼）

当基金の運営につきましては、日ごろより格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当基金は、福島県及び市町村からの出損等を受け昭和52年設立以来、民間福祉活動の推進に必要な資金の貸付及び助成を行ってきたところです。

今年度も、下記のとおり平成30年度事業の募集を行いますので、周知及び意見書の作成についてご協力をお願いいたします。

なお、各社会福祉法人及び各特定非営利活動法人の代表者、各介護老人保健施設開設者、各市町村社会福祉協議会長には、別紙写しのとおり通知（依頼）しておりますが、貴管内の小規模作業所やグループホームには、貴職から御周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 募集の概要 別紙「公益財団法人福島県総合社会福祉基金平成30年度貸付・助成募集要項」に記載のとおり。
- 2 申込窓口 公益財団法人福島県総合社会福祉基金  
〒960-8670 福島市杉妻町2-16 福島県社会福祉課内
- 3 申込期限 平成30年6月11日（月）
- 4 意見書について  
各法人等から依頼があった場合には、貴職の意見を記載した別紙「助成金交付申込に対する意見書」を当基金に提出願います。  
意見書の提出期限：平成30年6月22日（金）必着
- 5 備考  
貸付及び助成の申込書様式は、福島県社会福祉課のホームページに掲載してあります。  
①福島県ホームページアドレス <http://www.pref.fukushima.lg.jp/>  
②下記の順にホームページの該当箇所をクリックしてください。
  - ・福島県ホームページ（トップページ）の「組織でさがす」
  - ・部局別所属一覧の「保健福祉部」の下にある「社会福祉課」
  - ・「社会福祉課」ページ内の「給付・貸付・福祉助成情報」内にある「福島県総合社会福祉基金」
  - ・「福島県総合社会福祉基金」内の「公益財団法人福島県総合社会福祉基金の助成・借入申込書等」内に様式があります。

（事務担当 書記 岩澤郁恵・高橋尚子 電話024-521-7322 FAX 024-521-7917）



## 公益財団法人福島県総合社会福祉基金平成30年度貸付・助成募集要項

公益財団法人福島県総合社会福祉基金は、公益目的事業として社会福祉事業を経営するもの及び社会福祉活動を行う福祉団体等に対し、必要な資金の貸付・助成を行っております。

平成30年度の貸付・助成については、次のとおり募集いたします。

### 1 貸付事業について

#### ◆ 募集内容

資金の種類	施設整備資金	運営資金
対象事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会福祉施設の新設・増築・改築・修理・設備整備・備品整備及び用地取得に要する資金で国・県等の補助事業の対象であるもの(介護老人保健施設を含む)</li> <li>2. 社会福祉施設の小規模な施設改修に要する資金(国、県等の補助事業の対象外でも貸付対象となります)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設の整備、福祉団体等の運営につき、各種補助金等の交付までの間に必要とする資金(各種補助金の交付が決定しているもの)</li> <li>2. 施設の運営及び福祉団体等の活動に要する資金で施設の運営実績があり、審査委員会が適当と認めたもの</li> </ol>
貸付限度額	本基金が貸付対象と認める経費(※1)から、国もしくは県の補助金または公益事業補助金(※2)又は独立行政法人福祉医療機構からの貸付金を控除した額に4分の3を乗じて得た額(※3)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種補助金、給付金額に4分の3を乗じて得た額の範囲内で必要とする額</li> <li>2. 対象事業2については、2千万円以内</li> </ol>
償還期間	5百万円未満: 5年以内 5百万円以上1千万円未満: 10年以内 1千万円以上: 15年以内	1年以内で本基金が指定する日
貸付利率	年0.3%	年1.0%
対象者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会福祉法人</li> <li>2. 公益法人</li> <li>3. 宗教法人その他公益事業を行う特殊法人</li> <li>4. 社会福祉又は介護保険に関する事業を行うものとして本基金の審査委員会が適当と認めたもの(介護老人保健施設を開設する医療法人等)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会福祉法人</li> <li>2. 公益法人</li> <li>3. 社会福祉協議会</li> <li>4. 社会福祉又は介護保険に関する事業を行うものとして本基金の審査委員会が適当と認めたもの</li> <li>5. 国、県、市町村、日本財団、中央競馬馬主社会福祉財団等の補助金の交付を受けることが確定したもの</li> </ol>
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原則として、貸付決定前に既に契約済みである工事代金や土地購入代金、備品購入等の代金は貸付けの対象になりません。</li> <li>2. 貸付は2名以上の連帯保証人により行います。また、物的担保を徴する場合があります。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 貸付は2名以上の連帯保証人により行います。また、対象事業2については、物的担保を徴する場合があります。</li> </ol>

※1 独立行政法人福祉医療機構の基準面積、基準単価を適用して算出したものが本基金が認める経費になります。

※2 日本財団、中央競馬馬主社会福祉財団等による補助金

※3 見積額により申し込めますが、実際の貸付にあたっては、契約額により算出した額が上限となります。

#### ●平成30年度の貸付申込みについて

貸付については、随時申込みを受付けますので、当基金へ御相談ください。

なお、貸付は審査委員会における審査を経て、決定いたします。

## 2 助成事業について(平成31年3月までに完了する事業)

### ◆ 募集内容

助成の種類	施設福祉	地域福祉
対象事業	施設・設備の整備事業 (国・県・市町村及び公益法人その他の民間団体の補助を受けて行うものを除く)	1 在宅福祉の向上を目的とする事業 2 地域福祉の推進を目的とする福祉団体、ボランティア団体等の活動(活動に必要な資機材の整備を含む。)ただし、次に掲げる事業は助成の対象から除く。 イ 国県補助事業及び公費委託事業 ロ 団体運営に要する人件費等の経常経費
助成限度額	400万円以内	150万円以内
助成率	助成対象と認める経費の8/10以内	
対象者	1 社会福祉法人(社会福祉協議会を含む) 2 公益法人(特例民法法人を含む) 3 宗教法人、その他公益事業を行う特殊法人 4 社会福祉に関する事業を行うもので、審査委員会が適当と認めたもの 5 特定非営利活動法人 6 福祉活動を行っているボランティア団体 7 福祉活動を行っている団体で、審査委員会が適当と認めたもの 8 その他、審査委員会が適当と認めたもの ※ 営利を目的とした事業者は対象となりません。	
備考	1 応募多数の場合、過去3年(平成27年度～平成29年度)に助成を受けていない団体を優先します。 2 助成決定以前に既に着手(契約)している事業は助成の対象になりません。	

## 3 申込手続きについて

### ◆ 申込み方法

申込書類に記入し、必要書類(別紙申込一覧表を参照)を添付のうえ、下記申込書提出先に提出してください。

※ 必ず保健福祉事務所等に意見書の作成を依頼してください。

### ◆ 保健福祉事務所等の意見書について

次の機関に申込書の写し及び必要書類の写しを添えて、意見書の作成を依頼してください。  
作成された意見書は、基金に直送されます。

- 1 県の各保健福祉事務所、郡山市・いわき市は市役所の福祉担当課(ボランティア団体を除く)  
(中核市にある社会福祉法人で所轄が県の場合は、県中保健福祉事務所又はいわき地方振興局)
- 2 助成事業について、ボランティア団体は各市町村社会福祉協議会

※ 保健福祉事務所等から別途指示があった場合には、その指示にしたがってください。

意見書の交付に時間がかかることもありますので、早めに依頼するようにしてください。

### ◆ 申込期日

平成30年5月11日(金)～平成30年6月11日(月)(必着)

### ◆ 貸付・助成の決定

審査委員会における審査を経て、決定いたします(平成30年7月下旬予定)。

貸付・助成は当基金の公益目的事業として実施するものであり、決定された事業は公表します。

なお、申請いただいても審査の結果、貸付・助成できない場合があります。

### ◆ 申込書提出・お問い合わせ先

福島県福島市杉妻町2-16 福島県保健福祉部社会福祉課内  
公益財団法人福島県総合社会福祉基金  
電話 024-521-7322 FAX 024-521-7917

※申請者が保健福祉事務所等へ意見書の作成を依頼するとともに、直接総合社会福祉基金へ申し込みいただくこととなりますのでご注意ください。(保健福祉事務所や市役所では、申込書の受付はいたしません。)



# 平成30年度公益財団法人福島県総合社会福祉基金 助成募集のご案内

公益財団法人福島県総合社会福祉基金では公益目的事業として、民間社会福祉活動の基盤づくりを推進するため、福祉団体の活動に助成を行っています。

## 助成事業の概要

対象事業	助成率	助成限度額	備考
社会福祉施設、設備の整備事業	助成対象と認める経費の8/10以内	400万円以内	国、県、市町村、公益法人、民間団体の補助を受けて行うものを除く
地域福祉を促進する事業		150万円以内	・公的な補助事業、委託事業を除く ・団体運営のための人件費等の経常経費を除く

- (注) 1 応募多数の場合、過去3年(平成27年度～平成29年度)に助成を受けていない団体を優先します。  
2 助成決定通知以前に契約した工事や、備品の購入等は助成の対象になりません。

## ○具体的な助成事業内容(これまでの助成例)

### ◇社会福祉施設・設備の整備事業

事業名	事業内容	助成金対象経費
厨房拡張工事	事業拡張のため手狭となった厨房の拡張工事を行う	厨房改修工事費用
浴室改修工事	浴室の設備が古く、不衛生かつ危険な状態であるため改修工事を行う	浴室改修工事費用
トイレ改修工事	利用者の負担を軽減するため、トイレを増設・バリアフリー化整備工事を行う	トイレ改修工事費用

※上記以外にも施設利用者の処遇の改善を目的とした施設・設備の整備が助成の対象となります。

### ◇地域福祉を促進する事業

事業名	事業内容	助成金対象経費
調査・研究事業	地域福祉の推進を目的とした調査・研究を行う。	対象事業を実施するのに必要な経費(諸謝金、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費等)
研修会・講演会の開催	福祉教育や啓発等を目的とした研修会や講演会を開催する。	
備品整備	作業所の作業効率及び販売能力向上のため必要な備品を整備する	備品購入費用
車両整備	利用者宅への訪問相談・送迎等のため車両を整備する	車両購入費用

※上記以外にも地域福祉の推進を目的とした活動(活動に必要な機材の整備を含む)が助成の対象となります。(経常的な経費を除く)

## 申請の受付期間

平成30年5月11日(金)～平成30年6月11日(月) 必着

## 申込みの方法

助成金交付申込書に必要事項を記載し、必要書類を添えて、福島県総合社会福祉基金(下記お申込・お問い合わせ先参照)に提出してください。

意見書については、申込書の写しと必要書類の写しを添えて保健福祉事務所等へ依頼してください。意見書は保健福祉事務所等から直接総合社会福祉基金に送付されます。

なお、申込書類については、福島県社会福祉課のホームページに掲載してありますのでダウンロードしてください。

福島県のホームページ(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/>)から、「組織でさがす」～「保健福祉部」～「社会福祉課」～「公益財団法人福島県総合社会福祉基金」をご覧ください。

なお、インターネットを利用できない団体については、当基金事務局へ電話やFAXで御連絡いただければ、申込書様式をお送りします。

## ○必要書類

- ・助成金交付申込書
- ・助成申込事業計画書
- ・施設整備の場合は、工事の見積書の写し、現況写真
- ・物品購入の場合は、購入物品の見積書の写し、カタログの写し
- ・車両購入の場合は、車両見積書の写し、カタログの写し、車検証の写し(更新・買替の場合のみ)、申請時点での走行距離
- ・調査・研究や研修会の開催等の場合は、事業の概要説明書と収支予算書(任意様式)
- ・法人、団体の平成29年度の収支決算書(法人等全体と、該当施設の貸借対照表)
- ・法人、団体の平成30年度の収支予算書、事業計画書

## ○意見書の作成依頼先

(意見書の作成に時間がかかりますので、早めに依頼するようにしてください。)

- ・県北地域 ----- 県北保健福祉事務所 総務企画課 (TEL 024-534-4104)  
〒960-8012 福島市御山町8番30号
- ・県中地域(郡山市を除く) ---- 県中保健福祉事務所 総務企画課 (TEL 0248-75-7805)  
〒962-0834 須賀川市旭町153番1
- ・県南地域 ----- 県南保健福祉事務所 総務企画課 (TEL 0248-22-5447)  
〒961-0074 白河市郭内127番地
- ・会津地域 ----- 会津保健福祉事務所 総務企画課 (TEL 0242-29-5504)  
〒965-0873 会津若松市追手町7番40号
- ・南会津地域 ----- 南会津保健福祉事務所 総務企画課 (TEL 0241-63-0303)  
〒967-0004 南会津町田島字天道沢甲2542番地の2
- ・相双地域 ----- 相双保健福祉事務所 総務企画課 (TEL 0244-26-1134)  
〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30番地
- ・いわき市 ----- いわき市保健福祉課 (TEL 0246-22-7451)  
〒970-8686 いわき市平字梅本21番地
- ・郡山市 ----- 郡山市保健福祉総務課 (TEL 024-924-3822)  
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

※ボランティア団体は、最寄りの市町村社会福祉協議会に意見書の作成を依頼してください。

## 助成の決定

審査委員会による審査を経て、決定いたします。

(平成30年度分は、7月下旬に助成を決定する予定です。)

なお、申込みをいただいても、助成できない場合があります。

## お申込・お問合せ先

公益財団法人福島県総合社会福祉基金

住所 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(福島県社会福祉課内)

電話 024-521-7322 FAX 024-521-7917



30福祉基第9号  
平成30年4月18日

各社会福祉法人の代表者  
(各市町村社会福祉協議会を除く)  
各特定非営利活動法人の代表者 様  
各介護老人保健施設開設者

公益財団法人福島県総合社会福祉基金  
代表理事 熊川 恵子  
(公印省略)

#### 平成30年度貸付及び助成の募集について(通知)

当基金の運営につきましては、日ごろより格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
下記のとおり平成30年度事業の募集を行いますのでお知らせします。  
なお、貸付については、今回の募集終了後も随時申込みを受付けますので、当基金へ御相談ください。

#### 記

- 1 募集の概要 別紙「公益財団法人福島県総合社会福祉基金平成30年度貸付・助成募集要項」に記載のとおり。
- 2 申込窓口 公益財団法人福島県総合社会福祉基金  
〒960-8670 福島市杉妻町2-16 福島県社会福祉課内
- 3 提出部数 1部(必ず保健福祉事務所長(中核市長)の意見書を添付のこと。また、ボランティア団体にあつては市町村社会福祉協議会長の意見書を添付のこと。)
- 4 申込期限 平成30年6月11日(月)
- 5 その他
  - (1) この通知は、特定非営利活動法人については、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を活動の種類に掲げる法人にお送りしております。
  - (2) 貸付及び助成の申込書様式は、福島県社会福祉課のホームページに掲載してありますので、ダウンロードして利用してください。  
・なお、インターネットを利用できない団体等については、申込書様式をお送りしますので、当基金事務担当まで電話又はFAXによりご連絡ください。
    - ①福島県ホームページアドレス <http://www.pref.fukushima.lg.jp/>
    - ②下記の順にホームページの該当箇所をクリックしてください。
      - ・福島県ホームページ(トップページ)の「組織でさがす」
      - ・部局別所属一覧の「保健福祉部」の下にある「社会福祉課」
      - ・「社会福祉課」ページ内の「給付・貸付・福祉助成情報」内にある「福島県総合社会福祉基金」
      - ・「福島県総合社会福祉基金」内の「公益財団法人福島県総合社会福祉基金の助成・借入申込書等」内に様式があります。
  - (3) 申込書に添付すべき意見書は、申込者が保健福祉事務所(中核市)に作成を依頼してください。

(事務担当 書記 岩澤郁恵・高橋尚子 電話 024-521-7322 FAX 024-521-7917)









30 福祉基第9号

平成30年4月18日

各市町村社会福祉協議会長 様

公益財団法人福島県総合社会福祉基金  
代表理事 熊川 恵子  
( 公 印 省 略 )

平成30年度貸付及び助成の募集について（依頼）

当基金の運営につきましては、日ごろより格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
下記のとおり平成30年度事業の募集を行いますので貴管内のボランティア団体に御周知願います。

なお、ボランティア団体から意見書の交付依頼があった場合には御協力をお願いいたします。

記

1 募集の概要 別紙「公益財団法人福島県総合社会福祉基金平成30年度貸付・助成募集要項」に記載のとおり。

2 申込窓口 公益財団法人福島県総合社会福祉基金  
〒960-8670 福島市杉妻町2-16 福島県社会福祉課内

3 申込期限 平成30年6月11日（月）

4 意見書について

ボランティア団体が、「公益財団法人福島県総合社会福祉基金平成30年度貸付・助成事業」に応募する場合は、応募団体からの依頼に基づき、貴職の意見を記載した別紙「助成金交付申込に対する意見書」を当基金に提出願います。

5 その他

助成の申込書様式は、福島県社会福祉課のホームページに掲載してありますので、ダウンロードして利用するよう御案内をお願いします。

なお、インターネットを利用できない団体等については、申込書様式をお送りしますので、当基金事務担当まで電話又はFAXにより連絡するよう御案内をお願いします。

①福島県ホームページアドレス <http://www.pref.fukushima.lg.jp/>

②下記の順にホームページの該当箇所をクリックしてください。

- ・福島県ホームページ（トップページ）の「組織でさがす」
- ・部局別所属一覧の「保健福祉部」の下にある「社会福祉課」
- ・「社会福祉課」ページ内の「給付・貸付・福祉助成情報」内にある「福島県総合社会福祉基金」
- ・「福島県総合社会福祉基金」内の「公益財団法人福島県総合社会福祉基金の助成・借入申込書等」内に様式があります。

（事務担当 書記 岩澤郁恵・高橋尚子 電話024-521-7322 FAX 024-521-7917）

